

[事案 2021-83] 配当金支払請求

・令和3年12月20日 裁定終了

<事案の概要>

設計書に記載されているとおりの配当金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成2年12月に契約した個人年金保険について、設計書に記載された積立配当金と実際に支払われた積立配当金の金額が大きく乖離しているため、設計書に記載されているとおりの積立配当金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

保険契約は、約款を契約内容として成立しており、設計書の記載が契約内容になるものではないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書に記載されているとおりの積立配当金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。